

入会金及び会費に関する内規

(目的)

1 この内規は、特定非営利活動法人SOS総合相談グループ（以下「SOS」という。）定款第10条の規定に基づき、SOSの入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

2 入会金の額は、2万円とする。

(会費)

3 会費は、年額1万円とする。

2 事業年度途中において会員となった場合は、次の区分による額とする。

① 第1期	4月1日～6月30日	10,000円
② 第2期	7月1日～9月30日	7,500円
③ 第3期	10月1日～12月31日	5,000円
④ 第4期	1月1日～3月31日	2,500円

(臨時会費)

4 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(入会金及び会費の納入)

5 会費の納入は年1回とし、原則として、毎年4月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。

2 新規に加入する会員は、入会を認められたときに、入会金及び会費を納入するものとする。

3 入会金及び会費は、SOSの指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、SOSの事務局に持参することもできる。

4 前項の指定金融機関に払い込む場合、請求書と同封の送付書を利用すれば、送金手数料は、SOSの負担となる。この場合、振込票又は払込票をもって領収証とする。ただし、必要により、領収証を交付する。

6 休会について

1 会員はやむを得ない事情と判断された場合は休会をする事が出来るが、その場合は理由を付した文書をもって理事会に申し出なければならない。

2 休会の期限は2年以内とし、復帰の場合は文書をもって理事会に申し出る。又期間内に復帰の申し出がないときは退会とみなす。但し、特別な理由があ

るときは理事会の議決により休会期間を延長する事が出来る

- 3 休会中は会費の納入を免除する。但し、復帰の申し出の年度は、3-2項にしたがって会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 7 会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。ただし、過誤納の場合を除くものとする。

(内規の改廃)

- 8 この内規の改廃は、理事会の議決を経なければならない。ただし、2及び3に定める金額の変更は、理事会の議決を経た後、総会の議決を経なければならない。

附 則

この内規は、平成20年 1月 1日から施行する。

この内規は、平成27年 5月 1日から施行する